

PART4

株は事前に現金化、自宅は「おしどり贈与」
妻に資産を遺す相続の生前準備

日本人の平均寿命を考えると、夫が妻よりも先に逝くケースが多い。自分が先に死んだ後、遺された妻には経済面の心配なく生きてほしいものだ。生涯をかけて築いた財産を抜きたく妻に渡すためには、相続を見越した生前準備が欠かせない。税理士の根本淳一氏が語る。

「まとまったお金を妻に遺すためにも、⑪生命保険の未加入者は今からでも加入を検討すべきです。定期保険ではなく死亡保障が生涯続く終身保険が望ましい。死亡保険金は『みなし相続財産』として課税対象になります。基礎控除とは別に『500万円×法定相続人』の非課税枠があることも

メリットです」

株や有価証券がある場合も準備が必要だ。いずれも⑫生前に現金化しておくという。

「株も相続の対象ですが、妻の名義に変更するための必要書類や口座開設など、手続きが非常に面倒なので預貯金化しておく方法があります。ただし、売却益が大きいと税負担も増えるので注意。未上場株を保有している場合はその所在を忘れておかないで、妻に証券情報伝えておくことが大切です」

⑬遺された妻への救済制度を確認しておくことも欠かせない。その筆頭が「遺族年金」だ。パート1で触れた通り、厚生年金の加入期間が25年以上ある夫が亡くなっ

た場合、妻は「遺族厚生年金」を受け取れる。受給額は、夫の厚生年金受給額の4分の3となる。

例えば夫の年金が約198万円（基礎年金約78万円＋厚生年金約120万円）の場合、妻は自分の老齢基礎年金（約78万円）に加え、夫の厚生年金の4分の3（約90万円）が遺族厚生年金として上乗せされ、合計で約168万円を死ぬまで受給できる。ただし注意点もある。前出の蒲島氏が語る。

「遺族厚生年金の請求には時効があり、死亡した日から5年以内に請求する必要があります。また、妻の年取が850万円以上あると、遺族厚生年金を受給できない可能性があります。自営業者などで国民年

金に加入していた夫が亡くなった場合は、「遺族基礎年金」がある。蒲島氏が語る。

「こちらは18歳未満の子がいることが条件です。支給額は『78万円＋子の加算』で、子が2人までは各約22万5000円が、3人目以降は各7万5000円が加算されます。子のいない夫婦でも、夫が年金受給前なら最高32万円の『死亡一時金』

仏具は生前に用意

生活の基盤となる「住まい」を妻に遺すための備えも求められる。

「前提として押さえておきたいのが、妻の権利を守るために20年4月にスタートした『配偶者居住権』です。これは夫が亡くなった後も妻が自宅に住み続けることができる権利のこと。例えば自宅2000万円、預貯金2000万円を妻と子1人で相続する場合、これま

や、妻が60〜64歳の間に年間約58万円の「寡婦年金」がもらえる可能性がある。

「ともに制度を知らない人が多いので要注意です。死亡一時金は夫の死後2年以内、寡婦年金は死後5年以内に年金事務所で手続きしないともえません」（蒲島氏）
配偶者への救済制度は漏れなくすべて活用することが重要だ。

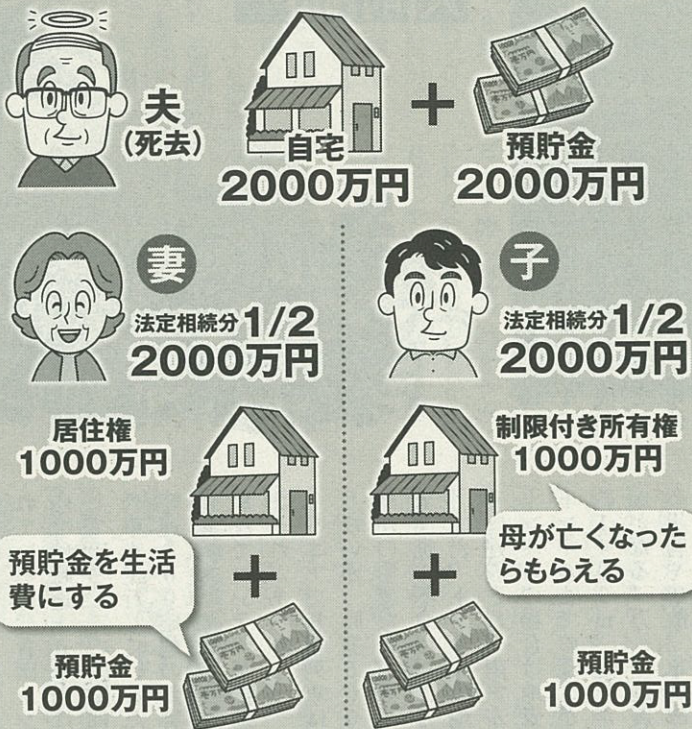
で法定相続分は妻と子が2分の1ずつで、妻が自宅を相続すると残りの預貯金がすべて子に渡り、妻の老後の生活費がなくなってしまった。

そこで2000万円の自宅を『居住権（1000万円）』と『所有権（1000万円）』に分離し、妻は『居住権』＋預貯金1000万円、子は『所有権』＋預貯金1000万円を相続する。それに

「配偶者居住権」のポイント

遺産合計4000万円の場合

被相続人が遺した資産が自宅2000万円と預貯金2000万円の場合。遺された配偶者がそのまま自宅に住めるようになった。



生活費と居住権を確保できる

よって、妻は自宅に住み続けながら生活資金を得ることができるようになりました」（根本氏）

この新制度により、基本的に遺された妻の家の問題は解消されたが、より負担なく自宅を相続させる方法がある。それが⑭おしどり贈与だ。「婚姻期間が20年以上あ

る夫婦が利用できる制度で、夫が妻に自宅または今後住む自宅の購入費を贈与すると、合計2110万円まで非課税になります。節税効果もあり、生きているうちに妻に自宅を渡しておきたいと望む夫にはメリットが大きい制度です」（同前）

妻が自宅に住み続ける意向であれば、⑮リフォームは夫婦健在のうちにやっておく。

「リフォームは1000万円単位のまとまったお金がかかるので、相続財産が圧縮できて相続税対策になります」（同前）
⑯お墓や仏具、仏壇など自らの旅立ちに備え、

こうした事前策を講じつつ、⑰遺言書の執筆も忘れてはならない。

「妻に渡す財産、子供に渡す財産を細かく記載しましょう。その際は『付言事項』として、なぜこの財産を妻に相続させるのかという理由を書いておくと、遺された者同士で揉めるリスクが減ります。遺言は公正証書遺言にしておくのが安心です」（同前）

妻が「ひとり」で生きるために、夫ができることはすべてやりきることが大切だ。